

令和 8 年度国民健康保険料率改定（案）

所得割：所得額に応じて負担する保険料

均等割：被保険者（国保加入者）数に応じて負担する保険料

平等割：被保険者数に関わらず世帯として負担する保険料

賦課区分	賦課項目	現行 (令和7年度)	改定案①
医療給付費分	所得割	7.05%	7.05%
	均等割	27,000円	27,000円
	平等割	25,000円	25,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.90%	2.90%
	均等割	15,000円	15,000円
介護納付金分	所得割	2.30%	2.30%
	均等割	18,000円	18,000円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割		0.27%
	均等割		1,600円 ㉠
	18歳以上 均等割		100円 ㉢

子ども・子育て支援納付金分 均等割内訳

㉠全ての被保険者が負担する均等割額：1,600円

※ただし、18歳未満（18歳の誕生日が属する年度末まで）の被保険者は㉠は全額免除

㉢18歳以上（18歳の誕生日が属する年度末を過ぎているもの）の均等割額：100円

㉠＋㉢＝1,700円